社会福祉法人会計の構造と課題

大学院経営学研究科 教授 照屋 行雄 経営学研究科博士後期課程 平田沙織

1. はじめに

非営利目的事業体である社会福祉法人の会計は、21世紀に入ってから制度的にも実践的にも 飛躍的な発展を遂げた。すなわち、社会福祉法 人会計はここ十数年の間に、制度的に高度化す るとともに、実践的に複雑化した。本稿は、こ のような高度化し複雑化した社会福祉法人会計 の特徴とその構造を明らかにし、今後の制度的 課題を考察することを目的としている。

平成27年度から社会福祉法人の現行の会計基準は、新しい会計基準に全面的に移行する。それに伴い、現行の会計基準とどういう点で異なるのか、現行の会計基準がどのように改善されたかという分析が必要となってくる。加えて、新会計基準が制定されるまでの経緯についても改めて確認しておく必要がある。

社会福祉法人会計は、社会福祉法人が実施する固有の事業領域のすべてを網羅した会計処理の体系として設計されている。社会福祉法人の事業区分(会計単位)に対応した会計基準が適用され、新しい財務諸表の体系が提示された。本稿は、このような新会計基準の構造を明らかにすることに焦点をおいている。

本稿では、まず、社会福祉法人の組織目的と 事業経営の特徴を明らかにする。次に、社会福祉法人に適用される会計基準の制定と構造を検 討する。そして、社会福祉法人会計基準の新旧 比較を行い、今後の制度的課題を展望する。

2. 社会福祉法人の特徴と経営

(1) 社会福祉法人の目的

今日、我が国では少子高齢化が急速に進展し、社会福祉サービスを提供する主な担い手である 社会福祉法人にも事業のあり方が問われている。 第二次大戦前の社会福祉制度の法整備が不十分 だった時代において、博愛や救民の為の診療所 や孤児院、養老院等の慈善事業等社会福祉サー ビスの主な担い手は、民間の篤志家や慈善事業 家等の個人事業者であった。大正期に入るとこ うした民間事業者によって運営されてきた社会 福祉施設は、公共性が認められ法人格が与えら れて公益法人となった。

その後、GHQ(連合国軍総司令部)の強い 後押しもあり、昭和26年には社会福祉事業に関 する基盤整備を図り、国および地方公共団体と 民間が一体となり社会福祉事業に取り組むため の「社会福祉事業法」(現在の社会福祉法)を 制定し、さらに公共性の高い特別法人の制度も 新たに設けることとした。この社会福祉事業法 の制定により創設されたのが社会福祉法人制度 である。

社会福祉法人とは、民法第33条に規定する公益法人のうち、特別の目的によって社会福祉法により創設された法人とされている。すなわち、社会福祉法(昭和26年法律第45号)により創設された、「社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人」(社会福祉法第22条)である。民法に基づく公益法人から発展した特別な法人であり、

営利を目的とするものであってはならないだけ ではなく、極めて公共性の高い公益法人として 適切な運営が強く求められている。したがって、 継続的にその経営基盤の強化を図るとともに、 社会福祉法が要求する福祉サービスの質の向上 および事業経営の透明性の確保を図らなければ ならない。

少子高齢化や家族構成の変化などによりその 後の社会福祉法人を取り巻く環境は急速に変化 した。そのため福祉サービスに対する需要は多 様化し高度化していった。福祉サービスの質や 量の変化に伴い、平成12年には介護保険法が導 入され、「社会福祉法」が施行された。この社 会福祉法では、「福祉サービスの利用者の利

図表 1	社会福祉法人	の変遷
I VIX	T = T = T = T = T = T = T = T = T = T =	いんだ

年代	事業主体 法		会計基準	
明治期	民間の篤志家や慈善事			
労役期	業家等の個人事業者	_	_	
大正~昭和初期	公益法人		_	
昭和 26 年				
昭和 28 年			社会福祉法人の会計に	
昭和 20 平		社会福祉	ついて	
	特別法人	事業法	社会福祉施設を経営す	
昭和 51 年			る社会福祉法人の経理	
			規定準則について	
平成 12 年			社会福祉法人会計基準	
平成 23 年		社会福祉法	(新) 社会福祉法人会計	
十八 23 年			基準	

益の保護及び地域における社会福祉の推進を図 ること」が新たな目的として追加されている。 我が国における社会福祉法人の変遷をまとめる と、図表1のとおりである。

介護保険制度の導入に伴い、戦後長く社会福 祉の基盤を支えてきた行政の「措置制度」か ら利用者とサービス事業者の「(利用) 契約制 度」への転換が進められた。これからは、利用 者自らがサービスを選択し、サービスを提供す る事業者は、常に利用者本位のサービスの質の 向上に努めることがさらに求められる時代とな りつつある。

こうした状況のなか、NPO等の民間の非営 利組織や企業も福祉サービスの新たな担い手と

¹ 措置制度は、契約制度(介護保険法や障害者自立支援法などに基づく契約)とは違い、利用者本人の意思や意向 が反映されにくい構造となっている。現在も存続しているものの、社会福祉基礎構造改革とともに大きく縮小され、 ほとんどが契約制度に移行した。主として、児童、高齢者、障害者の3領域が対象であり、児童福祉法、身体障害 者福祉法、老人福祉法が根拠法令となっている。

して活発に活動している。しかし、社会福祉法 人やその運営する社会福祉施設および事業は、 引き続き社会福祉の重要な担い手として安定的 なサービス提供の中心的な役割が期待されてい る。

(2) 社会福祉法人の特徴

社会福祉法人の特徴について、内閣府が行った平成13年の第8回総合規制改革会議において、1)社会福祉法人の公益性、2)社会福祉法人の継続性および安定性、3)福祉マンパワー養成への貢献という3つの特徴があるという見解を示している。²

- 1) 社会福祉法人の公益性については、社会福祉法人は、営利を目的とせず、各年度の剰余金などの利益はすべて地域の福祉増進に充てられるということとなっている。また、社会福祉法人の財産は出資持ち分が認められておらず、解散時において最終的に国庫に帰属するということが社会福祉法人の公益性であると述べられている。
- 2) 社会福祉法人の継続性および安定性について、社会福祉法人は、社会的な支援が必要な者に対して福祉サービスを提供することをその使命とし、事業への自由な参入や撤退が認められている企業と異なり、単年度の経営状況等安易な理由により事業から撤退することが許されていないこととなっている。また、これにより社会福祉法人が行う社会福祉事業は、継続性が安定的に確保されていることが社会福祉法人の継続性および安定性であると述べている。
- 3)福祉マンパワー養成への貢献について、社会福祉法人は、各種実習生やボランティアを受け入れていることとなっている。さらに、今後は小中高生の社会奉仕体験活動等を受け入れることとしており、福祉マンパワー養成に貢献していることが福祉マンパワー養成への貢献であると述べている。

社会福祉法人は、営利性および対価性のある 事業のみならず、自らの財源により非収益的な 福祉活動をも行っており、地域の多様な福祉ニー ズにきめ細かく対応している。そのため、社会 福祉法人は地域社会のために活動しているとい う公益性と事業を恒久的に続けていく継続性や 安定性が重要な特徴となっている。

社会福祉法人の存立基盤について、社会福祉 事業の実施に当たっては大きな規模の施設を要することから、社会福祉法人は財団的性格を有するものと規定し、あらかじめ事業実施に必要な基本財産を定め、結果として事業の継続性も担保することとした。また、それ以外にも事業実施に必要な資産および運転資金を準備しなければならないとした。このことは、法人設立時の高いハードルとなってしまったが、国は福祉事業の担い手となる社会福祉法人の経営者には社会福祉法人としての自覚をしっかりと持ってもらい、その上で補助金を交付することとした。

社会福祉事業とは、社会福祉法第2条に限定的に定められていることになっている。したがって、社会福祉事業のようなもので、限りなく社会福祉事業に近いものでも同法第2条第2項又は第3項に記載されない限り社会福祉事業とはならない。

社会福祉事業は、上記のような規制を受けているため、社会福祉法人が先進的に取り組んだ事業は当初公益事業として位置付けられ、その後、法改正を経て社会福祉事業とされるようになった。具体的に言うと、昭和51年「経理規定準則」が制定された当時は、現在の高齢者の在宅サービス関係は社会福祉事業ではなく公益事業とされていたが、その後、法改正を経て第二種社会福祉事業に位置付けられたという経緯となっている。

平成12年4月からスタートした介護保険事業は、介護保険法により規定されている事業だが、前述した社会福祉法との関係をみると次のようになっている。高齢者に係る社会福祉事業は、

² 内閣府総合規制改革会議 第8回配布資料3-4。

老人福祉法に規定されており、社会福祉法上は 老人福祉法を引用して規定されている。それは、 一般的に事業拠点を中心にサービス内容として は総合的・複合的に規定されている傾向にある ためと考えられる。それに対して、介護保険 においては介護保険給付の算定との関係から個 別サービス毎に規定している傾向にある。その ため、ある事業拠点において実施されている介 護保険事業が社会福祉事業に該当する場合と、 公益事業に該当する場合とに分かれてしまう状 況が生じている。さらに、老人介護支援センター のように高齢者に対する社会福祉事業だが、介 護保険事業ではないという状況も生じている。

社会福祉法人の定款記載事業について、従来、 社会福祉法人の定款に記載する目的事業は、実施する事業の種類のみではなく、個々の施設名を含む個別事業となっていた。これは、各種社会福祉事業は施設毎の認可あるいは届出の方式を採用しているため、定款に実施可能な事業活動の種別さえ記載すれば同種の事業は何処でも、幾らでもできるということにはしないための措置と考えられていた。

また、上記通知発行に至る回答として、従来の施設毎に認可されている定款を一度に変えるものではなく、今後、新たに設置する場合の簡便的な措置として上記取扱いが示されたものとの回答もあり、定款記載内容についてはこれから解決されるべき内容を多く残しているものと考えられる。

(3) 社会福祉法人の経営

社会福祉法人は、社会福祉法第24条の経営の 原則に基づき社会福祉事業を行っている。³

また、社会福祉事業に支障がない限り、社会 福祉法第26条に基づき必要に応じて公益事業又 は収益事業を行うことができる。このように、 社会福祉法人が実施できる事業には、次の3種 の事業がある。

- ① 社会福祉事業
- ② 公益事業
- ③ 収益事業

社会福祉事業は、社会福祉法第60条において 第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に区 分され、第一種社会福祉事業は、原則として、 国及び地方公共団体並びに社会福祉法人しか行 うことはできない事業となっている。第一種社 会福祉事業の内容については、図表2に示すと おりとなっている。

³ 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主 的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図 らなければならない。

図表2 第一種社会福祉事業の事業内容

事業形態	事業内容
老人福祉事業	養護老人ホームの経営、特別養護老人ホームの経営、軽費老人ホームの経営
	乳児院の経営、母子生活支援施設の経営、児童養護施設の経営、知的障害児施設の経営、
児童福祉事業	知的障害児通園施設の経営、盲ろうあ児施設の経営、肢体不自由児施設の経営、重症心
	身障害児施設の経営、情緒障害児短期治療施設の経営、児童自立支援施設の経営
生活保護事業	救護施設の経営、更生施設の経営、生計困難者を無料・低額で入所させ生活扶助を行う
土佔休喪事未	ことを目的とする施設の経営、生計困難者に対する助葬事業
吹中水后儿丰业	障害者支援施設の経営、身体障害者更生援護施設の経営、
障害者福祉事業	知的障害者援護施設の経営
婦人保護事業	婦人保護施設の経営
経済保護事業	授産施設の経営、生計困難者に対して無利子または低利で資金を融通する事業

(出所) 社会福祉法第2条第2項の規定に基づき筆者作成。

第二種社会福祉事業は、届出により実施が可 能とされている(社会福祉法第69条第1項)。 しかし、届出を受理するか否かを判断する権限 は都道府県や指定都市にあり、その限りにおい て実質的な規制がかかっていると考えられる。

第二種社会福祉事業の内容については、図表3 に示すとおりとなっている。

図表3 第二種社会福祉事業の事業内容

事業形態	事業内容		
	老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機		
老人福祉事業	能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、老人デイサービスセ		
七八佃 恤	ンターの経営、老人短期入所施設の経営、老人福祉センターの経営、老人介護		
	支援センターの経営		
	児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、助産		
児童福祉事業	施設の経営、保育所の経営、児童厚生施設の経営、児童家庭支援センターの経		
	営、児童福祉増進に関する相談事業		
生活保護事業	生計困難者に対してその住居で衣食その他日常の生活必需品又はこれに要す		
	る金銭を与える事業、生計困難者の生活関係相談事業		

障害者福祉事業	障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター の経営、福祉ホームの経営
母子・寡婦福祉事業	母子家庭等日常生活支援事業、寡婦日常生活支援事業・母子福祉施設の経営
	身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業、
身体障害者福祉事業	身体障害者福祉センターの経営、補装具製作施設の経営、盲導犬訓練施設の経
	営、視聴覚障害者情報提供施設の経営、身体障害者更生相談事業
知的障害者福祉事業	知的障害者更生相談事業
精神保健・精神障害者	精神障害者社会復帰施設の経営
福祉事業	
医療保護事業	生計困難者のために無料・低額な料金で診療を行う事業・生計困難者に対し無
区 惊休 设 争未	料・低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業
経済保護事業	生計困難者のために無料・低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その
柱仍休设于木	他の施設を利用させる事業
隣保事業	隣保館等の施設を設け、無料・低額な料金でこれを利用させる事業、その近隣
两 体争术	地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行う事業
	精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料・低額な
福祉サービス 利用	料金で福祉サービスの利用に関する相談・助言を行い、福祉サービスの提供を
援助事業	受けるために必要な手続、福祉サービスの利用に要する費用の支払いに関する
	便宜を供与すること等
連絡援助事業	社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業

(出所) 社会福祉法第2条第3項の規定に基づき筆者作成。

ただし、次に掲げるものは、上記の社会福祉 事業と内容が同じ場合でも、社会福祉事業とし て取り扱わない。⁴

- ① 更生保護事業法に規定する更生保護事業
- ② 実施期間が6月(連絡助成事業にあっては3月)を超えない事業
- ③ 社団又は組合が行う事業であって、社員 又は組合員のためにするもの
- ④ 法第2条第2項各号の事業及び同条第3項

第1号から第9号までに掲げる事業であって、 常時保護を受ける者が入所させて保護を行 うものにあっては5人、その他の者にあっ ては20人(政令で定める事業にあっては10 人)に満たないもの

⑤ 社会福祉事業の助成を行うものであって、 助成金額が毎年度500万円に満たないもの、 又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年 度50に満たないもの

⁴ 社会福祉事業に含まれない事業については、社会福祉法第2条第4項にこれらの5事業が規定されている。これ は限定列挙と理解される。

また、他の法律によりその設置又は開始につき、行政庁の許可、認可又は行政庁への届出を要するものとされている施設又は事業については社会福祉法第69条を適用しない(社会福祉法第74条)。例えば、児童福祉法第35条第4号では国、都道府県、市町村以外の者は厚生労働省令の定めるところにより都道府県知事の認可を得て児童福祉施設を設置することができるとされており、同法第69条第1項による届出で済む事業は少ない状況となっている。

さらに、介護保険事業や障害者自立支援に係る事業については、報酬の代理受領の要件として事業者指定制度を課し、結果として届出制によらない担保をおこなっている。

これら第二種社会福祉事業の多くは、国および地方公共団体の事業として位置付けられてきた。国および地方公共団体は事業を委託するに当たり、実質的に社会福祉法人に限定して委託して実施することになった。

こうした管理委託と称されてきた従前の公法 上の契約は、条例を根拠として締結されてきた。 しかし、地方自治法の改正により平成18年9月 までに廃止され、あらたに指定管理者制度に基 づく行政処分による管理代行という法的性格に なった。また、東京都設置の児童養護施設や障 害者支援施設は指定管理者制度ではなく、順次 社会福祉法人に委譲されているという状況があ る。

社会福祉法人が実施する事業は、その運営シ

ステムを基礎とした行政指導が行われているため事業間における行政指導の違いがある。これは、会計制度の基礎的前提を構成していると考えられる。社会福祉法人の行う事業の形態とその運営費の使途範囲をめぐる規制の状況を整理すると、以下のようになる。

- ① 介護保険の被保険者の権利に基づく利用契約による事業(介護保険事業)
- ② 自立支援給付費の代理受領による利用契約 における事業 (指定障害者支援施設等)
- ③ 措置決定(行政処分)による事業の受託 (措置費支弁対象施設)
- ④ 行政との契約方式による事業(保育所)
- ⑤ 行政との業務委託契約による事業の受託 (業務委託契約施設)
- ⑥ 補助金による自主事業(第2種社会福祉事業の一部・各種公益事業等)
- ⑦ 医療保険制度による診療報酬を中心とした 事業 (医療施設)

次に、公益事業とは、公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業を指す。なお、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものなどは、認められない。ただし、社会福祉法施行令第4条に規定する事業は公益事業として認められている。5

そして、収益事業とは、その収益を社会福祉 事業又は公益事業の経営に充てることを目的と する事業を指す。事業の種類については、特別 の制限はないが、法人の社会的信用を傷つける

[・] 社会福祉法施行令第4条により認められる公益事業は、次のとおりである。

① 社会福祉法第2条第4項第4号に掲げる事業(いわゆる「事業規模要件」を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業)

② 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業、同条第 21項に規定する居宅介護支援事業、同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業又は同条第18項に規定 する介護予防支援事業

③ 介護保険法第8条第25項に規定する介護老人保健施設を経営する事業

④ 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までに規定する厚生労働大臣の指定した養成施設を経営する事業

⑤ 精神保健福祉士法第7条第2号又は第3号に規定する厚生労働大臣の指定した養成施設を経営する事業

⑥ 児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育土養成施設を経営する事業

⑦ 社会福祉事業と密接な関連を有する事業であって、当該事業を実施することによって社会福祉の増進に資するものとして市長が認めるもの。

恐れのあるもの又は投機的なものは適当ではな いとしている。

ここでの収益事業は、社会福祉法上の収益事 業であって、通常の事業会社が行う収益事業と は区別される。すなわち、社会福祉法が、実施 可能な収益事業は、その収益を社会福祉事業ま たは公益事業の経営に充当することを目的とす る事業とされている。

3. 社会福祉法人会計の構造

(1) 会計基準の制定と発展

平成23年7月に厚生労働省は、新たな社会福 祉法人会計基準に関する通知を発表した。平成 12年度に現行の社会福祉法人会計基準が制定さ れて以来、10年以上を経てようやく社会福祉法 人においての会計基準の一元化が実現した。

新たな会計基準は、社会福祉法人の社会福祉 法人および公益事業、収益事業のすべての事業 を適用範囲とした。そして、平成27年3月31日 (平成26年度決算) までに新たな会計基準への 移行を完了するものとしている。また、移行ま での間は従来の会計処理によることも許可され ている。

昭和26年に社会福祉法人制度が制定されたが、 社会福祉法人には社会福祉法人固有の会計処理 の制定は特に予定されていなかった。しかし、 社会全体が戦後の復興のなか、「企業会計原則」 が制定され国の産業復興のひとつとして会計制 度が位置づけられたことから、社会福祉法人に ついても他の法人と同様に会計制度の確立が求 められた。

そこで、昭和28年3月に、「社会福祉法人の 会計について」(社乙第32号、厚生省社会局長・ 児童局長連盟通知) が発表された。この通知は、 昭和26年に成立した社会福祉事業法により、厚 生省から「社会福祉法人会計要領」が出された ため、社会福祉法人会計は収入支出や財政状態 と共に事業成績を明らかにするものとして発表 された。しかし、通知の内容は、「企業会計原 則」に準拠するという取扱いを定めただけのも のであった。

その後、広い範囲で「措置制度」による事業 運営がなされ、社会福祉法人制度は大きく発展 を遂げた。しかし、不統一で不明瞭な会計処理 により、会計に関する不正が発生したことをきっ かけとして、措置費の受託責任を解明するため、 昭和51年に「社会福祉施設を運営する社会福祉 法人の経理規定準則の制定について」(社援第2 5号、社会局長・児童家庭局長連盟通知) が発 表された。

これは社会福祉法人の受託責任を明らかにす るための会計思考を取り入れた近代的な会計制 度であり、資金収支計算と財産計算を複式簿記 によって作成するものであった。ここで作成さ れる財務諸表の主なものは、貸借対照表と資金 収支計算書とされている。しかし、この経理規 定準則では、措置費の支弁額を明瞭にするため、 措置費を経理する「施設会計」と措置費以外の 取引を経理する「本部会計」に厳格に区分する こととされ、その内容は、計画的・規則的な原 価配分のための減価償却制度もなく、措置費の 借入金返済への充当が大幅に制限され、法人の 経営努力による再生産が機能しにくい仕組みで あった。

平成12年には、新しい社会福祉法が公布し施 行されたことに伴い、社会福祉法第24条に規定 する「経営の原則」に対応するために新しい社 会福祉法人会計基準が制定され、順次社会福祉 法人へと適用されることとなった。

経理規定準則と社会福祉法人会計基準との大 きな違いは、経理規定準則が主に受託責任の開 示に焦点を当てていた財務諸表体系を有してい たことに対し、社会福祉法人会計基準はそれ以 外に社会福祉法人の成果計算、つまり、経営成 績の開示に焦点を当てた財務諸表体系となって いることである。これは、社会福祉法人の会計 にとって、ひとつの大きな枠組みの変換ともい える改正となった。

介護保険制度が施行されたことを機に、利用 者助成制度である介護保険の報酬は資金の使途 制限を課す根拠がなくなったことや、社会福祉 基礎構造改革で社会福祉法人の自主的な経営努力が求められるようになった。これを受けて、 法人の自主的な経営の基礎を支えるのにふさわ しい新たな財務諸表制度として、損益計算書が 導入されることとなった。

また、社会福祉法人会計基準には、介護保険施設や介護保険事業の人員および設備、運営基準等を定める各省庁において、介護報酬の適正性を検証する必要性から、各介護保険事業について会計を区分する規定が盛り込まれた。そうした介護保険事業の会計区分の具体的な取扱いと会計処理方法を定めるものとして「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」が定められた。

これらの新たな会計方式は、細部についての 調整が完了せずに施行されてしまったため、施 行後に調整を図ることとして、経理規定準則と 社会福祉法人会計基準の二つのルールが併存し たまま始まってしまい、これらの両者いずれか で処理されればよいこととされ、その違いを解 消するには至らなかった。

こうした状況は、法人にとって複雑な会計処理をせざるを得ないという負荷と、経営者にとって法人の総括的な経営状況を適正に観察することが困難な状況を生み出していた。

そこで、このような問題を解決すべく、平成20年4月に「社会福祉法人会計基準検討委員会」を設けて、平成23年3月までに計25回の検討がなされ、平成23年7月27日に、社会福祉法人の会計方式を統一する新たな会計基準を平成24年4月1日より適用とするとした「社会福祉法人会計基準の制定について」という通知が出された。

この通知に併せて厚生労働省は、新たに設けられる施設の区分やサービス区分といった区分設定の方法や費用等の按分の方法、固定資産の経理処理方法の解説を示した「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項」(運用指針)を発表した。さらに、従来の会計方式から今回の新しい会計方式に変更する場合の留意事項等につい

ての解説を示した「社会福祉法人会計基準への 移行時の取扱い」という指針も発表している。 これらの社会福祉法人会計基準の変遷をまと

めると、以下の図表4のとおりである。

図表4 社会福祉法人会計基準の変遷

年代	法 会計基準		会計方式に関わる通達	
昭和 26 年		_	_	
		「社会福祉法人の会計		
昭和 28 年		について」(社乙第32		
昭和 20 平		号 厚生省社会局長·	_	
		児童局長連盟通知)		
	社会福祉事業法	「社会福祉施設を運営		
		する社会福祉法人の経		
man el Ar		理規定準則の制定につ		
昭和 51 年		いて」(社援第25号	_	
		社会局長・児童家庭局長		
		連盟通知)		
平成 12 年		社会福祉法人会計基準		
	社会福祉法		「社会福祉法人会計基準	
平成 23 年		(***) + A += + \	適用上の留意事項」	
		(新)社会福祉法人会計	(運用指針)	
		基準	「社会福祉法人会計基準	
			への移行時の取扱い」	

(2) 会計構造

社会福祉法人の会計処理については、平成12 年度以降、社会福祉法人会計基準や介護老人保 健施設会計・経理準則等、各種の会計方式が併 存しており、事務処理が煩雑化し、計算処理の 結果が異なる等の問題が指摘されている。

さらに、現行の会計基準では、多岐にわたる 社会福祉法人の実施する事業について、例えば、 就労支援施設や授産施設を運営する場合には就 労支援事業会計処理基準や授産施設会計基準 (就労支援施設会計基準) が、介護老人保健施 設を運営する場合は介護老人保健施設・経理準 則が、病院を運営する場合は病院会計・経理準 則がそれぞれ適用されている。適用される会計 基準は施設運営の種類により異なるので、法人 全体としての経営成績や財政状態を把握するの が困難という問題点を抱えていた。

図表5は、社会福祉法人の複雑な会計制度の 構造をまとめたものである。

図表5 社会福祉法人会計の制度的構造

社会福祉法人全体財務諸表							
事業 (会計単位)	社会福祉事業					公益事業	収益事業
会計呼称		一般会計		特	別会計		
種別①	介護施設	措置費支弁 対象施設	就労支援・授産施設	老健施設	病院	公益	事業
適用会計の基準	指導指 針又は 法人会 計基準	法人会計 基準	就労支援事業会 計処理基準、授 産施設会計基準 (就労支援施設 会計基準)	介老保施設理則	病院会計·経期	法人会計基準に準ずる	企業会計原則

旧会計基準では、社会福祉法人会計基準と呼ばれていても、実際は社会福祉事業のみの適用範囲を基本としており、公益事業については旧会計基準が適用されることとし、収益事業については企業会計原則を適用するとしていた。さらに、措置施設のみを運営する法人については、当分の間、経理規定準則によって処理することを認めていた。

社会福祉法人の会計処理については、社会福祉法第44条において会計年度および作成すべき 書類と作成期日、監事の意見書と作成された書 類の備置や利害関係者への閲覧について定められている。そのうち、平成24年に改正された新しい会計基準と密接に関係しているのは、作成すべき書類の部分となっている。社会福祉法第44条において、会計に係る書類として財産目録、 貸借対照表、収支計算書が規定されている。6

この現行の会計基準に対して新しい会計基準では、会計に係る書類として資金収支計算書、 事業活動計算書および貸借対照表から構成される財務諸表の他に、附属明細書および財産目録 の作成が求められている。

また、社会福祉法で定めた書類と名称の用語が一致しないものがあるが、それらについては、法人審査基準通知において、同法で定める収支計算書については資金収支計算書および事業活動収支計算書とするとの規定が定められている。さらに、社会福祉法第59条においては、社会福祉法人現況報告書を毎会計年度終了後3ヶ月以内に提出しなければならないと記載されている。

社会福祉法第59条第1項において、所轄庁に 委任しているものについては、社会福祉法施行

⁶ 社会福祉法第44条には、社会福祉法人の会計年度(4月1日より翌年3月31日まで)、計算書類等監事監査および計算書類の開示義務が定められている。

規則第9条に規定されている。7

上記の社会福祉法施行規則第9条第3項において、所轄庁に現況報告書として提出すべき書類に添付する書類は、前会計年度末の貸借対照表と前会計年度の収支計算書であると規定しており、この取り扱いも前述した社会福祉法第44条に準じたものと解釈することができる。

(3) 財務諸表の体系

社会福祉法人は、「財務諸表(資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表をいう。) 及び附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない」(新社会福祉法人会計基準第1章2)とされている。本項では、財務諸表の体系について述べる。新しい財務諸表体系は従来の資金収支計算のみではなく、損益計算の考え方を導入し、「貸借対照表」および「事業活動計算書」並びに「資金収支計算書」の3つの計算書を作成することとした。

これら3つの計算書は、企業会計に類似した 財政状態の表示を目指し貸借対照表を作成する とともに、経営成績の的確な把握を目的として 事業活動計算書を作成する。さらに、公益法人 性を確保するために、従来からの予算統制方法 として使用されてきた資金収支計算書を作成し、 広範な要請に対応しようとしたものとなってい る。

貸借対照表は、「当該会計年度末現在におけるすべての資産、負債及び純資産の状態を明りょうに表示」(新社会福祉会計基準第4章1)するべく作成するものとなっている。

資金収支計算書、事業活動計算書および貸借 対照表は、その記載内容等はそれぞれ異なるも のの、法人内の同一の事業活動およびその結果 に基づいて作成されるものであり、図表6に示 すような関係性を有する。

事業活動計算書は、当該会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)における純資産のすべての増減内容を明瞭に表示(新社会福祉法人会計基準第3章1)するべく作成するものであり、法人の会計年度における業績を計数的に表すものとなっている。

資金収支計算書は、「当該会計年度(4月1日から翌年3月31日)での1年間」におけるすべての支払資金の増加および減少の状況を明りょうに表示」(新社会福祉会計基準第2章1)するべく作成するものとなっている。ここで支払資金とは「流動資産及び流動負債とし、その残高は流動資産と流動負債の差額」(新社会福祉会計基準第2章2)とされる。

支払資金とは、具体的には「経常的な支払準備のために保有する現金及び預貯金、短期間のうちに回収されて現金又は預貯金になる未収金、立替金、有価証券等及び短期間のうちに事業活動支出として処理される前払金、仮払金等の流動資産並びに短期間のうちに現金又は預貯金によって決済される未払金、預り金、短期運営資金借入金等及び短期間のうちに事業活動収入として処理される前受金等の流動負債」(注解注6)をいう。

社会福祉法人は、前年度に事業計画予算が作成され、当該予算に基づいて事業運営が行われる。ここでの予算は、すべての収入および支出をもって作成されるため、資金収支計算書においては予算と対比させる方式で当期の収支実績を記載する。

また、会計年度途中に当初想定されなかった 事象の発生が予測され、当初予算と実績に差が 見込まれる場合には、その差が「法人の運営に 支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合」(運 用指針2(2))を除き、補正予算を編成する

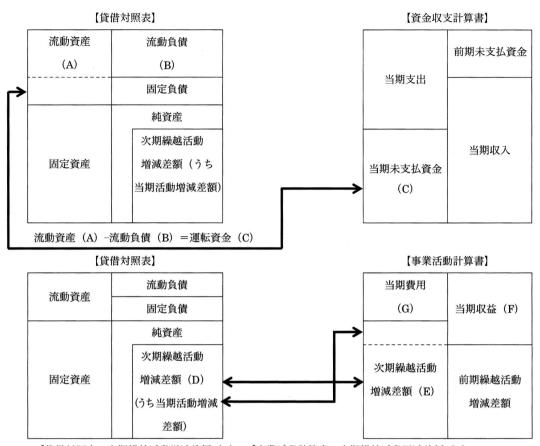
⁷ 社会福祉法施行規則第9条では、社会福祉法人「現況報告書」に記載して所轄庁に届け出なければならない事項 として、次の3つを規定している。

① 当該会計年度の初日における役員の氏名及び職業並びに代表権を有する者の住所及び年齢

② 前会計年度における事業の概要

③ 前会計年度末における主要な財産の所有状況

図表6 財務諸表間の関係性



「貸借対照表」次期繰越活動増減差額 (D) = 「事業活動計算書」次期繰越活動増減差額 (E)

当期収益(F)-当期費用(G)=当期活動増減差額

(運用指針2(2))となっている。ただし、編 成した予算と実績に著しい差異があった場合は その理由を記載しなければならない」(新社会 福祉法人会計基準第2章5(6))とも定めら れている。

資金収支計算書の構成は、1)事業活動によ る収支、2)施設設備等による収支、および3) その他の活動による収支の3つの区分に分ける ことができる。1)の「事業活動による収支」 区分の収入には、事業運営に伴って毎期獲得す ることが想定される経常的な事業活動による収 入(受取利息配当金収入を含む)を記載する。 具体例として介護保険事業収入、老人福祉事業 収入、医療事業収入などが挙げられる。また、

事業活動による支出には、事業運営に伴って毎 期発生することが想定される経常的な事業活動 による支出(支払利息支出を含む)を記載する。 具体例として、人件費支出、事業費支出(賃借 料支出、医療品費支出等)、事務費支出(福利 厚生費支出、事務消耗品費支出、租税公課支出 等)が挙げられる。

また、2)の「施設整備等による収支」区分 の収入には、固定資産の売却に係る収入や施設 整備等補助金収入、施設整備等寄附金収入およ び設備資金借入金収入等を記載する。また、施 設整備等による支出には、固定資産の取得に係 る支出および整備資金借入金元金償還支出やファ イナンス・リース債務の返済支出等を記載する。

そして、3)の「その他の活動による収支」 区分の収入には、長期運用資金の借入れや積立 資産の取崩し、受取利息配当金収入を除いた投 資有価証券の売却等資金の運用に係る収入なら びに事業活動による収支および施設設備等によ る収入に属さない収入を記載する。また、その 他の活動による支出には、長期運用資金の返済 や積立資産の積立て、投資有価証券の購入に係 る支出(支払利息支出を除く)ならびに事業活 動による収支および施設設備等による支出に属 さない支出を記載する。

それぞれの区分において、これらの収入と支 出の差額を「事業活動資金収支差額」、「施設 設備等資金収支差額」および「その他の活動資 金収支差額」として記載する。その上で、それ らを合計して当期資金収支差額合計を記載し、 これに前期末支払資金残高を加算して当期未払 資金残高として記載する。

資金収支計算書は、支払賃金の動きをまとめたものであるため、事業活動計算書よりも適用する会計基準の影響を受けにくく、その点で会計処理方法の選択・適用による金額的な影響を減らすことができるだろう。また、三区分の資金収支がどのような状況にあるかを分析することにより、その法人の活動状況や資金変動等を全体的に把握することが可能となる。今回の基準作成により、法人全体の資金収支計算書が作成されることとなった。

4. 新しい社会福祉法人会計基準の課題

(1) 新会計基準の体系と論点

社会福祉法人の会計規範は、措置制度の時代 では経理規定準則であった。前節で明らかにし たように以前のような措置制度の時代において、 社会福祉法人は国からの公的資金に頼っていた ことから、公的資金の収支を明瞭にし、その受 託責任を明示することが求められていた。その 後、措置制度は契約制度へと移行し、社会福祉 の基礎構造が見直され、介護保険法が施行され るなどした。そして、2000年には、現行の会計 基準が適用されるようになった。

措置制度の時代は、会計方式でいうとそのまま経理規定準則の下で会計処理が行われていたが、1976年に公表された厚生省の経理規定準則は、その前文で経営基盤である公的資金に係る会計責任を遂行しなければならないと明記している。8

このようにこの時代の会計基準は、措置制度を前提にした規定になっている。また、1990年代以降の少子高齢化の進展により社会福祉法人の経営環境は変化し、現行の会計基準によって企業会計の理論と手法を本格導入した。そして、それまで導入されなかった損益計算書が現行の基準で取り入れられるようになった。社会福祉法人会計の適用では、本部会計と施設会計のような厳格な区分を撤廃し、会計単位(区分)間の資金移動の弾力化が求められた。また、高齢化社会の進展にともなう費用増大から事業運営の効率化を図る必要があった。

さらに、永田・田中[2008] (13-15頁) は、開かれた社会福祉法人の適正な運営を図るうえで、情報開示が必須となったと述べている。つまり、社会福祉法人にも民間企業のような競争原理が働き、サービスの質が求められ、民間企業や営利目的の会社のような他の経営主体と同様に顧客獲得競争に参加することが求められる時代となった。

現行の会計基準はそうした要請に応えた規定

⁸ 厚生省(当時)の経理規定準則の前文では、概ね次の3点を明らかにして社会福祉法人の会計責任(アカウンタビリティー)を強調している。

① 社会福祉法人は公共性が高く、その経営基盤は公的資金に負うところが大きい。

② 社会副法人はその財政状態および経営成績を明確にして財務の公正を期することが要請されている。

③ 社会副法人の会計は主として措置費等の公的資金の収支を明瞭にし、その受託責任を明らかにしなければならない。

となっており、福祉サービス利用者に対し、計算書類の開示義務化等適切な情報を提供し経営の透明性を確保させ、限られた収入からいかに効率的な経営を行うかということが求められた。さらに、どのように利用者に最適なサービスを提供するかという観点から事業活動の業績を明らかにする損益計算書を導入し、社会福祉法人にコスト管理の意識を徹底させた。吉田[2007b]は、現行の会計基準はそのためにも企業会計の手法を相当に取り入れていると述べている。これは、社会福祉法人のみの傾向ということではなく、そこではより広い範囲の非営利組織体の環境的制約の変化がみられる。

たとえば、政府からの補助金等の削減は、事業規模を削減しない限り、他の財源を必要とすることになる。そうなると、一般人等からの寄附や収益事業の拡大へと依存するようになる。政府からの補助金等であれば主務官庁の監督機能が働く。しかし、財源がさまざまな源泉に拡大されるようになると、寄附者に対して受託責任を果たすために報告がなされ、さらなる寄附を募ろうと望むならば情報は広く社会に開示されることになる。齋藤[2011]は、それは何度となく改正を重ねてきた公益法人会計基準がそのように変化してきたし、学校法人会計基準、NPO法人会計基準についても同様であると述べている。

上記のように社会福祉事業の経営環境の変化から、会計面からも経理規定準則では規定していなかった損益計算思考や減価償却制度を現行の社会福祉法人会計基準で取入れ、企業会計と同様の会計方式を視野に入れることによって社会福祉法人の事業経営者の意識を変えたかったということもあるといえよう。また、吉田[2007b]は、非営利組織である社会福祉法人の会計も基本的には一般事業会社の会計と変わらないという考え方が前提にあると考えられると述べている。

しかし、社会福祉法人の現行の会計基準が平成12年に公表された後、公益法人会計基準は平成16年に約20年ぶりに改正された。岡村[2011]

や吉田[2007a]、吉田[2007b]らは、社会福祉法 人の現行の基準以上に企業会計的手法を取り入 れているとの考えを示している。

社会福祉法人の現行の会計基準は、計算書類の体系を、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表および財産目録で構成している。資金収支計算書は、支払資金の収支を明らかにし、経常活動、施設整備等、財務活動で収支を区分して決算額と予算額を対比記載する。支払資金とは、流動資産が流動負債を超える額をいう。事業活動収支計算書は、企業会計における損益計算書に該当し、事業活動の成果を把握するために作成する。資金収支計算書と事業活動収支計算書は、どちらも収支計算書であることから、表示項目(勘定科目)については大部分が共通項目(科目)から成っている。

社会福祉法人の会計処理については、平成12 年度以降、社会福祉法人会計基準のほか、指導 指針や老健準則等、さまざまな会計規制が併存 しており、事務処理が煩雑で、計算処理結果が 異なる等の問題が指摘されていた。

社会福祉法人は、取り巻く社会経済状況の変化を受け、一層効率的な法人経営が求められている。また、公的資金・寄附金等を受け入れていることから、経営実態をより正確に反映した開示形式で国民や寄附者に説明する責任があるため、事業の効率性に関する情報の充実や事業活動状況の透明化が求められている。

これらのことから、社会福祉法人会計基準は、 簡素で国民にわかりやすい新しい会計基準を目 指し、会計処理基準の一元化を図るものとなっ ている。また、新しい会計基準の設定に当たっ ては日本公認会計士協会に依頼し、現行の会計 基準のほかに、平成20年4月施行の公益法人会 計基準に採用されている会計手法を導入すると ともに、企業会計原則や企業会計基準等も参考 にすることとした。

(2) 旧会計基準と新会計基準の相違

新しい会計基準の基本的な考え方として、大

きく3つに分けることができる。第一には、社 会福法人が行う社会福祉事業、公益事業および 収益事業のすべての事業を適用対象とすること である。第二には、法人全体の財務状況を明ら かにし、経営分析が可能なものとするとともに、 外部への情報公開も勘案した体系とすることで ある。そして第三には、新しい会計基準の作成 に際しては、既存の社会福祉法人会計基準や指 導指針、就労支援会計基準、およびその他会計 に係る関係通知、公益法人会計基準、企業会計 原則等を参考とすることである。

まず、第一の社会福祉法人が行う社会福祉事 業および公益事業および収益事業のすべての事 業を適用対象とすることについて述べる。これ は、適用範囲の一元化と呼ばれ、社会福祉法人 が行う社会福祉事業、公益事業および収益事業 の全事業を適用範囲としている。適用範囲の一 元化を図示すれば、図表7のとおりである。

図表7 適用範囲の一元化

◆ 現行基準

事業	原則	運用実態
社会 神害福祉関係施設(社	ての社会福祉	社会福祉法人会計基準による (措置施設(保育所)のみを運営している法人は、当分の間「経理規程準則」によることができる) 社会福祉法人会計基準による
軽費老人ホーム	法人	(指定特定施設の場合は、指導指 針が望ましい)
特養等介護保険施設	会計	指導指針が望ましい (会計基準によることができる)
就労支援事業	準	就労支援会計処理基準による
授産施設	を適	授産施設会計基準による
重症心身障害児施設	用	病院会計準則による
訪問看護ステーション	する	訪問看護会計・経理準則による
介護老人保健施設		介護老人保健施設会計・経理準則 による
病院·診療所	LA PARAGO	病院会計準則による
公益事業	社会福祉法人会計基準に準じて行うこと が可	
仅益事業	一般に公正妥当と認められる企業会計 の基準を適用	

◆ 新基準

	事業	適用範囲
	障害福祉関係施設 保育所 その他児童福祉施設 保護施設 養護老人ホーム 特養等介護保険施設 就労支援事業 授産施設 重症心身障害児施設 訪問看護ステーション 介護老人保健施設 病院・診療所	全ての社会福祉法人に新基準を適用する
収益	上事業	

6

(出所) 厚生労働省 [2013] 「社会福祉法人の新会計基準について」より引用。

新会計基準の財務諸表開示の特徴は、財務書 類の簡素化を挙げることができる。計算書類の 簡素化とは、次のようなことを意味する。

- ① 現行の基準の「計算書類」を「財務諸表」 に名称変更する。
- ② 資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対 照表および財産目録は従来どおり作成される。

③ 事業活動計算書、貸借対照表を補足する書 類として、現行の多岐にわたる別表、明細表 を統一して、必要最小限の「附属明細書」と して財務諸表の一つに加える。

財務書類の簡素化を図示すれば、図表8のと おりである。

図表8 計算書類の簡素化

◆ 現行基準

【計算書類(4種類)】

- ①資金収支計算書
- ②事業活動収支計算書
- ③貸借対照表
- 4財産目録

+

- ⑤その他の明細書等
- (注)適用する各会計ルールにより、多種多様の 別表、明細表を作成する必要あり

◆ 新基準

【財務諸表】

- ①資金収支計算書
- ②事業活動計算書
- ③貸借対照表

+ ④附属明細書(※)

5財産目録

(※)附属明細書

- ・当該会計年度における貸借対照表等の変動額や内容を補足 する重要な事項を表示する書類のため、公益法人会計基準 (平成20年4月)でも作成することが定められている。
- ・財務諸表を補完する役割を持つ。

(出所) 厚生労働省 [2013] 「社会福祉法人の新会計基準について」より引用。

ただし、新しい会計基準では財務諸表の体系 に財産目録は含まれていない。財産目録は、附 属明細書とともに財務諸表外の書類として作成 されることになった。また、現行の会計基準で は計算書類の注記事項として記載していた7項

目に加え、経営内容をより正確に説明する趣旨 から、さらに8項目を追加し、全部で15項目に 拡充した。なお、法人全体のほか、拠点区分で も財務諸表の注記を行うものとする。注記事項 の変更を図示すれば、図表9のとおりである。

図表9 財務諸表注記の変更

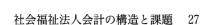
◆ 現行基準で規定する注記事項

- ①重要な会計方針
- ②重要な会計方針変更、その理由 及び影響額
- ③基本財産の増減内容及び金額
- ④基本金又は国庫補助金等特別 積立金の取崩し、その理由及び金額
- ⑤担保に供されている資産の種類・ 金額及び担保する債務の種類・金額
- ⑥重要な後発事象
- ⑦その他必要な事項

◆ 新基準で新たに加えた注記事項

- ☆①継続事業の前提に関する注記
 - ②法人で採用する退職給付制度
 - ③拠点区分・サービス区分等
 - ④減価償却累計額を直接控除した場合は、 取得金額、減価償却累計額、当期末残高
 - ⑤徴収不能引当金を直接控除した場合は、 債権金額、徵収不能引当金当期末残高、 債権当期末残高
 - ⑥満期保有債券の帳簿価額、評価損益等
- ☆ ⑦関連当事者との取引内容
- ☆8重要な偶発債務

(出所) 厚生労働省 [2013] 「社会福祉法人の新会計基準について」より引用。



拠点区分の考え方の導入として、区分方法の変更が行われた。法人全体、事業区分別、拠点区分別に資金収支計算書、事業活動計算書および貸借対照表を作成する。法人全体の計算書類は以下の3つに分類される。

① 事業区分

法人全体を社会福祉事業、公益事業、収益 事業に区分する。

② 拠点区分

事業区分を拠点(一体として運営される施設、事業所および事務所)別に区分する(ただし、特養に通所介護、短期入所生活介護が併設されている場合には、ひとつの拠点区分とする等、現行の指導指針における「会計区分」に準じた扱いとする)。

③ サービス区分

その拠点で実施する事業別(たとえば、特養、通所介護、短期入所生活介護等)に区分する(現行の指導指針における「会計区分」に準じた扱いとする)。

また、サービス区分別に作成する拠点区分に おいては、資金収支明細書、拠点区分事業活動 明細書については、その拠点で実施する事業の 必要に応じていずれかひとつを省略できるとし ている。

(3) 財務諸表等の作成

新しい社会福祉法人会計基準においては、内部取引の相殺消去が説明されている。事業区分間や拠点区分間において生ずる内部取引について異なる事業区分間の取引を事業区分間取引とし、同一事業区分内の拠点区分間の取引を拠点区分間取引という。同一拠点区分内のサービス区分間の取引をサービス区分間取引とし、以下のように相殺消去する(会計基準第1章7内部取引及び注解(注5))。

① 事業区分間取引

資金収支内訳表および事業活動内訳表において相殺消去し、事業区分間における内部貸借取引の残高は、貸借対照表内訳表において相殺消

去するものとする。

② 拠点区分間取引

事業区分資金収支内訳表および事業区分事業 活動内訳表において相殺消去し、拠点区分間に おける内部貸借取引の残高は、事業区分貸借対 照表内訳表において相殺消去するものとする。

③ サービス区分間取引

拠点区分資金収支明細書および拠点区分事業 活動明細書において相殺消去する。

会計単位の考え方として、社会福祉法人の活動は、一定の目的に対して活動財源としての資金が提供されるという非営利法人特有の性格を表している。したがって、必然的に資金の財源別に会計責任を設定する仕組みが採用されてきている。

その方法としては、次の3つが採用されている。

- ① 会計単位を分割して貸借対照表と収支計算 書を資金財源別に作成する方法
- ② 会計部門を設定して収支計算書を資金源泉 別に作成する方法
- ③ そのような会計処理システムとは離れて、 収支計算書(又は事業活動計算書)の主要部 分を分割表記する方法

①の会計単位を設定する方法は、貸借対照表も作成することから、資金の一時的な融通の関係も明らかにできる方法であり、資金の貸借関係も含めて使途制限又は規制を必要とするような資金管理に適合する方法となっている。

②の会計部門を設定する方法は、資金の目的 以外の使用を防止さえできれば良いという規制 の程度である場合に適合する方法となっている。 もちろん上記①の方法によってもこのレベルの 規制目的を達成できるが、①の方法に比べて事 務経費が軽減できる長所がある。

③の分割表記方法は、通常セグメント情報と呼ばれており、情報の作成基礎は帳簿記録に置くものとなっているが、それ以外の方法により調整することもできるとされている。

社会福祉法人会計基準においては、①の方法により社会福祉事業会計単位を設定し、②の方

図表10 財務諸表等の作成

	資金収支計算書	事業活動計算書	貸借対照表	財務諸表 の注記	備考
法人全体	第1号の1様式	第2号の1様式	第3号の1様式	全項目	
法人全体 (事業区分別)	○◎第1号の2様式	○◎第2号の2様式	○◎第3号の2様式		左記様式では 事業区分間の 内部取引消去 を行う
事業区分 (拠点区分別)	◎第1号の3様式	◎第2号の3様式	◎第3号の3様式		左記様式では 拠点区分間の 内部取引消去 を行う
拠点区分 (一つの拠点を表示)	第1号の4様式	第2号の4様式	第3号の4様式	一部項目は 記載不要	
サービス区分別 (拠点区分の会計を サービス別に区分 表示)	☆基準別紙3	☆基準別紙4			基準別紙3では サービス区分間 の内部取引消 去を行う

- (注1)法人の事務負荷軽減のため、以下の場合は財務諸表及び基準別紙の作成を省略できるものとする。
- 1. 〇印の様式は、事業区分が社会福祉事業のみの法人の場合省略できる。
- 2. ◎印の様式は、拠点が1つの法人の場合省略できる。
- 3. ☆印の様式は、附属明細書として作成するが、その拠点で実施する事業の必要に応じていずれか1つ を省略できる。
- (注2)第1号から第3号の1から4様式は、社会福祉法施行規則第9条第3項に定める書類とし、毎年度所轄庁へ提出をする。

(出所) 厚生労働省 [2013] 「社会福祉法人の新会計基準について」より引用。

法により経理区分を設定することが要求されている。財務諸表等の作成について社会福祉法人会計基準では、図表10に示すような改正が行われた。

その他の主な変更点として、5つ指摘することができる。第1点は、基本金・国庫補助金等特別積立金の取扱いとして、1号基本金および国庫補助金等特別積立金における「固定資産限定」を変更した。

現行の会計基準では、10万円未満の初期調度 物品等を1号基本金および国庫補助金等特別積 立金から除外している一方、指導指針では含め ており、取扱いが異なっていた。そのため、実 態に即した計算・表示とするため、基本金およ び国庫補助金等特別積立金の設定時において固 定資産以外も計上できるように変更した。

4号基本金の廃止基本金を法人の設立および 施設整備等、法人が事業活動を維持するための 基盤として収受した寄附金に限定し、事業活動 の結果として収支差額を振り替える現行の基準 の4号基本金は、他の基本金と性格が異なるため、基本金として取り扱わない。また、補助金 等の特別積立金に「施設・設備整備資金借入金 の償還補助金」を追加した。

現行の会計基準では、国庫補助金等特別積立 金には施設・設備整備資金借入金の償還補助金 が含まれていなかった(一方で、指導指針には 含まれていた)。しかし、これは実質的に施設 や設備整備補助に相当するため、追加するもの とする。

第2点は、引当金の範囲について、現行の会計基準では、徴収不能引当金、賞与引当金、退職給与引当金、およびその他の引当金が認められていた。その他の引当金は、実質的には積立金の性格が強い点、開示内容の透明化を図る点から、新しい会計基準では、徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金の3種類とすることとなった。引当金の範囲についての変更を示

図表11 引当金の範囲の変更

◆ 現行基準

◆ 新会計基準

【引当金の種類】

- ①徵収不能引当金
- ②賞与引当金
- ③退職給与引当金
- 4その他の引当金



【引当金の種類】

- ①徴収不能引当金
- ②賞与引当金
- ③退職給付引当金

(出所) 厚生労働省 [2013] 「社会福祉法人の新会計基準について」より作成。

せば、図表11のとおりである。

第3点は、公益法人会計基準に採用されている会計手法の導入であり、資産や負債に係る流動および固定の区分、資産の価値の変動等をより正確に財務諸表に反映し、財務情報の透明性を向上させるため、公益法人会計基準を参考に以下の会計手法を導入した。すなわち、資産や負債区分の1年基準(ワン・イヤー・ルール)、金融商品の時価会計、リース会計、退職給付会計、減損会計、税効果会計の新しい会計基準を導入した。なお、簡便な取扱方法を可能とすることにより、事務負担の軽減を図ることとしている。

第4点は、退職共済制度の取扱いの明確化として、福祉医療機構の実施する退職共済制度に

ついては従前と同様、掛金を費用処理すること となった。都道府県等の実施する退職共済制度 は、約定の金額を退職給付引当金に計上する方 法のほか、簡便な処理方法を明示する。採用し ている退職給付制度は、財務諸表利用者の理解 に役立つよう、財務諸表の注記に明示する。

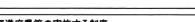
なお、退職共済制度についての取扱は図表12 に示すとおりである。

第5点は、共同募金配分金等の取扱いであり、 共同募金会から社会福祉法人への配分金(一般 配分金、特別配分金)は、民間団体からの助成 金と同様の処理を行う。受配者指定寄附金は、 従前と同様、寄附金として処理する。共同募金 配分金等の取扱いは図表13に示すとおりである。

図表12 退職共済制度の取扱い

◆ 現行会計での処理方法

①福祉医療機構の退職共済制度 掛金を費用処理。



②都道府県等の実施する制度

退職給与引当金の計上額は、退職共済預け金(掛金額)と同額とする方法と、要支給額を計上する方法がある。

③採用している退職手当制度 従来、注記なし。

◆ 新会計基準での取扱い

①福祉医療機構の退職共済制度 掛金を費用処理(変更なし)。

②都道府県等の実施する制度

- ア 約定の金額を退職給付引当金に計上する。
- イ 期末退職金要支給額を退職給付引当金とし、 同額を退職給付引当資産とする。
- ウ 法人の負担する掛け金額を退職給付引当資産 とし、同額を退職給付引当金とする方法。



UL

③採用している退職給付制度 財務諸表の注記に明示。

(出所) 厚生労働省 [2013] 「社会福祉法人の新会計基準について」より作成。

図表13 共同募金配分金等の取扱い

◆ 現行基準

【共同募金配分金等の取扱い】

- ①一般配分金: 寄附金として処理
- ②特別配分金:明記なし
- ③受配者指定寄附金: 寄附金として

処理



◆ 新会計基準

【共同募金配分金等の取扱い】

- ①一般配分金: **民間団体**からの助成金と 同様の処理
- ②特別配分金: **民間団体からの助成金**と
- 同様の処理 ③受配者指定寄附金: 寄附金として処理

(出所) 厚生労働省[2013]「社会福祉法人の新会計基準について」より作成。

5 おわりに

本稿では、平成23年7月に社会福祉法人の新 しい会計基準が示されたことにより、新会計基 準の内容を中心にその特徴を検討した。また、 新しい会計基準の前提として現行の社会福祉法 人の経営組織とその活動内容、そして少子高齢 化等による社会福祉法人を取り巻く経営環境の 変化から社会福祉法人に係る会計基準の変遷を 考察した。

社会福祉法人は、契約制度の下で現在とは異なる経営環境にさらされるようになったため、その会計制度においても変化が生じることは自然な流れであると考えられる。そして、一般事業会社における競争原理とは異なり、社会福祉法人にとって特有の競争として寄附金の募集(募金活動)がある。寄附金をどれだけ獲得できるかという社会福祉法人に特有の競争には、より透明性のある情報開示が必要とされるのである。また、新しい会計基準では、法人全体の財務諸表の作成について、これまで問題となっていた複数の会計制度に関しても会計システムの統一化が実現した。

現行の会計基準では計算書類となっていた体 系が、新しい会計基準では財務諸表の体系に名 称を変更した。この変更は、企業会計基準や公 益法人会計基準を参考にしていることが明らか であると考えられる。また、現行の会計基準で は事業活動収支計算書となっているが、新しい会計基準では、事業活動計算書と名称が変更され、収支という言葉は削除された。収入および支出は資金収支計算書で、収益および費用は、事業活動計算書で計上し、後者の勘定科目には、損益計算書として収益や費用が勘定科目として表記されている。

しかし、新しい会計基準による勘定科目比較 表でみると、いくつか存在する福祉関連の会計 基準の統一化により勘定科目数が増大し、さら なる会計基準の集約が必要であるといえる。

新しい会計基準は、公益法人会計基準を参考にしていて、金融商品の時価会計や減損会計、税効果会計等の会計基準を導入するとしている。公益法人の会計基準が企業会計の考え方を取り入れて改正していることから、新しい会計基準にも企業会計の会計基準が反映される。すなわち、新しい会計基準は、現行の会計基準に比べてより事業会社一般の企業会計の導入が進んでいるということがわかる。

社会福祉法人も、事業区分のひとつである収益事業を含めて法人全体の財務諸表を作成することになる。そのために、金融商品等の会計処理も規定している。しかし、社会福祉法人においては、その事業の中心となる社会福祉事業では、事業の効率性だけではなく福祉サービスの充実が重要視されていると考えられる。もちろんコストの管理は重要であり、その点で損益計

算思考は導入すべきだと考える。同時に、企業 会計とは異なる独自の会計基準を適用していた ずらに理解困難な財務諸表を作成してしまうこ とは回避すべきである。ただし、利用者本位の 福祉サービスに主眼を置くならば、社会福祉事 業は貨幣的測定のみで真実な報告を行うことが できない領域もあり、法人全体の総合的評価に はそれ以外の評価尺度も導入する必要があろう。

新しい会計基準では、財務諸表の体系から除 外された財産目録は単に資産・負債の金額表示 だけの情報ではなかったことから、これからも 財産目録は作成される価値があるといえる。ま た、より情報を充実させるという観点からは、 企業における会社情報およびIR情報のような 非財務情報を含む多面的な情報提供が、社会福 祉法人にとってはさらに要求されることが展望 される。

今日、非営利組織体(NPO)は、社会的ニー ズに対応して広く情報開示を行うようになった。 川村[2010]は、企業会計および非営利組織体の 会計について、非営利法人会計に対してやみく もに企業会計を導入する考え方は、誤った結論 に帰着する危険性があると指摘している。そし て、企業会計も上位概念の会計からみれば、特 殊形態の一つにすぎず、非営利法人会計も上位 概念の会計の視点から検討すべきであるとする。 そのためには、企業会計と非営利法人会計(さ らには公会計) に共通する統合的基礎概念の模 索が課題となると述べている。* 社会福祉法人 にとっても、その事業目的や活動実態を反映し たより適切な固有の会計制度の検討がなされる べきである。

また、会計基準の適用が事業の効率性を効果 としてもたらすならば、福祉事業にとって必要 なサービスの質が低下してしまうことも懸念さ れる。しかし、今後、企業会計の基準そのもの が社会の情報要求に応えて改訂を重ねることで、 社会福祉法人の会計方式もこれまでとは異なり

必要な改訂を重ねていく可能性がある。したがっ て、社会福祉法人の会計は、これからも企業会 計等を参考に変化を遂げて行くと考えられる。

本稿では、新しい会計基準に示された会計構 造の分析と、福祉法人会計の課題を中心に考察 を加えた。これまでの考察を踏まえて、さらに 社会福祉法人にとって望ましい事業経営のあり 方とそれに対応する会計制度の開発を模索する こととしたい。

参考文献

- 飯田昭雄[2011]「社会福祉法人新会計基準の概要 と実務上の留意点」『税理』第54巻第5号。
- 伊藤亜記[2012]「実地指導監査対応適正運営・整 備のポイントーねこの手かします」日総研 出版。
- 石倉康次・全国老人保健施設協会[2000]「介護老 人保健施設職員ハンドブック〈2000年度〉」 厚生科学研究所。
- 石山眞男・小山邦彦・半田貢[2002]『変革期の社 会福祉法人の経営』エヌピー通信社。
- 梅澤嘉一郎[2003]「社会福祉法人会計の企業会計 への調和の動向と利用者サービスへの影響」 『川村学園女子大学研究紀要』第14巻第2号。
- 大原昌明[2001]「社会福祉法人会計学構築のため の覚え書」『北星論集』第40号。
- 大原昌明[2002]「社会福祉法人会計学の前提―社 会福祉法人の位置付けとそのアカウンタビ リティをめぐって一」『北星論集』第41号。
- 岡村勝義[2011]「公益法人会計基準の現状と課題」 『會計』第179巻第4号。
- 介護保険施設等指導監査指針ハンドブック編集委 員会[2000]「介護保険施設等指導監查指針 ハンドブック」中央法規出版。
- 川村義則[2010]「公益法人会計基準にみる非営利 法人会計の基礎概念」『非営利法人研究学 会誌』第12巻。
- 厚生省[1976]社施第25号「社会福祉施設を経営す る社会福祉法人の経理規定準則の制定につ いてし
- 厚生省[2000]社援第310号「社会福祉法人会計基準 の制定について」。
- 厚生省[2000]老計第8号「指定介護老人福祉施設等

⁸ 川村義則[2010]、1~10頁。

- に係る会計処理等の取扱いについて」。
- 厚生省[2000]社援施第49号・老計第55号「『社会福祉法人会計基準』及び『指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針』等の当面の運用について」。
- 厚生労働省[2009]「社会福祉法人の新会計基準 (素案)について」。
- 厚生労働省[2010]「社会福祉法人の新会計基準 (案)について」。
- 厚生労働省[2010]「社会福祉法人新会計基準(素 案)からの主な変更点」。
- 厚生労働省[2010]「社会福祉法人会計基準」(案)。 厚生労働省[2010]運用指針I「社会福祉法人会計基 準適用上の留意事項について」(案)。
- 厚生労働省[2010]運用指針II「社会福祉法人会計 基準への移行時の取扱いについて」(案)。
- 厚生労働省[2011]「社会福祉法人の新会計基準について」。
- 厚生労働省[2011]「社会福祉法人会計基準」。
- 厚生労働省[2011]「社会福祉法人会計基準適用上 の留意事項について(運用指針)」。
- 厚生労働省[2011]「社会福祉法人会計基準への移 行時の取扱いについて」。
- 厚生労働省[2013]「社会福祉法人の新会計基準に ついて」。
- 小室豊允[2007]「高齢者施設用語事典」中央法規 出版。齋藤真哉[2001]「『社会福祉法人会計 基準』の課題」『青山経営論集』第36巻第1 号。
- 齋藤真哉[2011]「非営利組織体会計の現状と課題」 『會計』第179巻第4号。
- 実藤秀志[2005]『社会福祉法人ハンドブック(4訂版)』税務経理協会。
- 塩原修蔵・岩波一泰[2005]『社会福祉法人の会計・ 税務・監査』税務研究会。
- 社会福祉法人会計簿記テキスト作成委員会編[200 6]『社会福祉法人会計簿記ワークブックー 入門編・初級編―』福祉総合評価機構。
- 社会福祉法人経営研究会編[2006]『社会福祉法人経営の現状と課題』全国社会福祉協議会。
- 杉山学・鈴木豊編著[2002]『非営利組織体の会計』 中央経済社。
- 杉山学[2007]「公益法人制度改革の動向」『青山経 営論集』第42巻第1号。
- 杉山学[2010]「公益法人の認定基準」『青山経営論 集』第45巻第1号。
- 須藤芳正・斎藤観之助・荒谷眞由美・田中伸代・ 谷光透[2006]「社会福祉法人会計システム に関する一考察―その理論と実践―」『川 崎医療福祉学会誌』第15巻第2号。
- 全国老人保健施設協会(公益社団法人)[2012]「平

- 成24年版 介護白書 ~地域ケアの中で"キラリと輝く介護老人保健施設"であるために」TAC出版。
- 高田京子[2000]「社会福祉法人会計の特徴と有用性」『人間福祉研究』第3号。
- 照屋行雄[2001]『企業会計の構造』税務経理協会。 永田智彦・田中正明[2008]『社会福祉法人の会計 と税務(改訂第4版)』TKC出版。
- 日本介護支援協会監修、宮内忍・宮内眞木子編著 [2009]『社会福祉法人会計規則集平成21年 版』文出版。
- 日野修造[2009]「非営利組織体会計における財務 報告様式の検討一財務的生存力情報と受託 責任情報の開示を中心として一」『會計』 第176巻第5号。
- 藤井秀樹[2010]「非営利法人における会計基準統 一化の可能性」『非営利法人研究学会誌』 第12巻。
- 本田親彦・渡部博[2000] 『[解説]社会福祉法人会 計基準』全国社会福祉協議会。
- 松倉達夫[1995]「社会福祉法人会計の再検討と改善点」『環境と経営』第2号。守永誠治[200 1]『社会福祉法人の会計(増補改訂版)』 税務経理協会。
- 守永誠治[2010]「FASB-117に関する一考察」 『青山経営論集』第45巻第3号。
- 吉田正人[2007a]「社会福祉法人におけるアカウンタビリティー企業会計化による課題と展望ー」『信州短期大学紀要』第18巻。
- 吉田正人[2007b]「社会福祉法人会計制度における企業会計方式導入に関する一考察一社援第310号『社会福祉法人会計基準の制定について』詳論一」『千葉商大論叢』第45巻第2号。
- 吉田正人[2009]「わが国における福祉会計の史的 展開-社会福祉法人会計制度の草創期を中 心にして-」『千葉商大論叢』第47巻第1号。